

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、上場企業として社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、社内研修制度の充実、内部監査体制の整備等による「法令違反行為の未然防止」、社外取締役の選任等による「取締役会の機能強化」、決算情報の開示早期化及び電磁的開示への移行等による「ディスクロージャーの充実」等に努めております。

また、当社は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員会（監査等委員である取締役3名、うち社外取締役2名）が業務執行取締役の職務執行を監視しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社コロワイド	3,388,271	46.82
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	120,000	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	1.38
株式会社りそな銀行	100,000	1.38
大戸屋従業員持株会	56,000	0.78
株式会社日本アクセス	50,000	0.69
日本証券金融株式会社	44,000	0.61
住友商事株式会社	43,000	0.59
ブルドックソース株式会社	37,000	0.51
日本ハム株式会社	27,000	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

株式会社コロワイド(上場:東京)(コード) 7616

補足説明 更新

【大株主の状況】につきましては、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主と重要な取引等を行う際は、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討の上、取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないように取り組んでおります。また、一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適正な条件に基づいているか等を留意するとともに、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である株式会社コロワイドは、当社の普通株式338万株(議決権比率46.82%)を所有しており、当社はコロワイドグループに属しております。

株式会社コロワイドは、事業子会社を傘下に持つ持株会社であることから、業務執行の多くをグループの各事業子会社に委ねる一方、持株会社ではグループ戦略の構築と、各事業子会社の業務執行状況の管理・監督を行う体制となっており、各グループ会社は、飲食店の経営、各種食料品の仕入販売及び加工販売等を営んでおります。また、親会社は、各グループ会社の自立性を保つことを基本方針としており、グループ会社の経営方針の決定は各社に委ねております。

当社はコロワイドグループ内において定食業態を親会社等との間の協力関係を保持しながら展開しており、上記の親会社におけるグループ経営に関する基本方針から、上場会社としての独立性を確保しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小濱 直人	他の会社の出身者											
河合 宏幸	公認会計士											
田村 吉央	弁護士											
鈴木 孝子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小濱 直人		○	---	小濱直人氏は、金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験を有しており、且つ、当社との利害関係が無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無い独立性を有する社外取締役としての職務を適切に執行できると判断し、独立役員として指定したものであります。

河合 宏幸	○	○	----	河合宏幸氏は、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験を有していることに加え、上場企業の社外監査役としてコーポレートガバナンスの一翼を担われた経験を有しており、且つ、当社との利害関係が無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無い独立性を有する社外取締役としての職務を適切に執行できると判断し、独立役員として指定したものであります。
田村 吉央	○	○	----	田村吉央氏は、弁護士として、各種企業法務・契約実務に精通しており、これらに関する高度な知識と経験を有しており、且つ、当社との利害関係が無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無い独立性を有する社外監査役としての職務を適切に執行できると判断し、独立役員として指定したものであります。
鈴木 孝子		○	----	鈴木孝子氏は、IT分野・内部監査業務に関する高度な知識と経験を有しており、且つ、当社との利害関係が無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無い独立性を有する社外取締役としての職務を適切に執行できると判断し、独立役員として指定したものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとし、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

会計監査は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、同法人との会計監査が実施されております。
 監査等委員会と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携につきましては、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携しております。
 内部監査は、内部監査室による各部の業務執行に係る定期監査の実施及び店舗の管理、運営全般に係る業務監査の実施を通じ、コンプライアンスに係る指導を徹底することにより、全社員の遵法意識の向上を図っております。
 監査等委員会と内部監査部門との連携につきましては、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

4 名

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、一定期間の譲渡が制限された当社の普通株式を取締役に報酬として支払う仕組みである譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。取締役の株式保有を促進させることにより、株主との一層の価値共有を進めるとともに、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与することを目的としています。

ストックオプションの付与対象者

従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の執行役員及び従業員等の業績向上に対する意欲・士気を高め、企業価値の増大を図るため、ストックオプション制度は有効なものと考えております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬に関しては、有価証券報告書に全取締役の報酬総額を開示しており、2021年3月期における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額は70,768千円（固定報酬62,224千円、非金銭報酬等8,543千円）であります。
なお、社外役員の報酬等の総額は34,493千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（役員の報酬等の額の決定に関する方針）
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内とし、役位に対応する個人別報酬額については取締役会決議および「役員規定」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に報酬額の具体的内容の決定を委任しています。
譲渡制限付株式報酬については、株主総会において決議された譲渡制限付株式の割当のための取締役報酬額の限度内とし、個人別報酬額については取締役会で決定することとしております。
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内とし、個人別報酬額については監査等委員会の協議をもって決定することとしております。
また、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬が決議されております。

（役員の報酬等に関する株主総会の決議）
2021年6月15日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内と承認をいただいております。
譲渡制限付株式報酬については、2021年6月15日開催の定時株主総会において、年額60,000千円以内と承認をいただいております。

（業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定方針）
業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成されております。
その支給割合は、株主総会において承認された報酬限度額300,000千円と譲渡制限付株式報酬の限度額60,000千円との割合を基準として決定しております。

（役員報酬等の決定手続）
当社の役員報酬等の個別金額は、取締役会決議および「役員規定」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に報酬額の具体的内容の決定を委任しています。2021年6月15日開催の取締役会において、上記手続きについて決議し、取締役の個別報酬金額を決定しております。

[社外取締役のサポート体制] 更新

社外取締役に対しては、毎月開催する取締役会に於いて、各取締役から、議案の説明の他、重要事項の説明等を行うなどの情報伝達体制を講じております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は「監査等委員会設置会社制度」を採用しております。経営の意思決定機関・監督機関である取締役会につきましては、取締役9名(うち、社外取締役4名、非業務執行取締役1名)で構成されており、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他重要な業務執行についての意思決定機関および監督機関として、予算実績比較分析、財務状況及び出店計画等の進捗について検討を行い、毎月1回定例開催しております。

内部監査は、内部監査担当者(専任5名)による各部の業務執行に係る定期監査の実施及び店舗の管理、運営全般に係る業務監査の実施を通じ、コンプライアンスに係る指導を徹底することにより、全社員の遵法意識の向上を図っております。

監査等委員会監査は、常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名を以って構成しており、経営全般に係る監視を継続的に行っております。また、常勤監査等委員につきましては、取締役会の構成員であるとともに、重要会議についても積極的に出席する等、経営及び業務執行に係る監視は有効に機能していると考えております。

社外取締役による監督につきましては、それぞれが専門的な知識と経験等を有しており、且つ、当社との利害関係が無く、一般株主と利益相反の生じる恐れが無い独立性を有しており、当社の企業統治における経営監視・監督機能を適切に遂行しております。

会計監査は、三優監査法人与監査契約を結び、期末監査に偏ることなく、期中を通じて満遍なく会計監査が実施されました。なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人、当社に係る継続監査年数及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりでありました。

業務を執行した公認会計士の氏名(所属する監査法人)

野村聡(三優監査法人)

米林喜一(三優監査法人)

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成公認会計士5名、会計士試験合格者1名

なお2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において有限責任監査法人トーマツを新たな会計監査人に選任し、第39期の監査を委嘱しました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会、その他の会議体がそれぞれ適切に運営され、相互間の連携も良好であり、企業統治に効果を発揮しているものと認識しております。

また、当社は監査等委員会設置会社として、社外取締役4名を含む取締役9名で取締役会を構成し、監査等委員会が取締役の職務の遂行を監査し、コーポレート・ガバナンス体制の確立に努めており、且つ又、当社の事業内容や経営監視機能に鑑みて有効に機能していると判断しているため、現状の体制を維持することとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社第38回定時株主総会（2021年6月15日開催）に於きましては、招集通知の発送日（5月31日発送）から総会開催日まで中14日を確保しております。また、招集通知の発送日（5月31日）に、当社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会開催日について、集中日を避けた日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が行える制度を導入しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算時（第2四半期末）及び本決算時に、日本証券アナリスト協会主催の「会社説明会」に参加し、アナリスト・機関投資家向けに、代表者自身が決算内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（ https://www.ootoya.jp/ir/ ）に、決算短信、アナリスト説明会資料、株主通信等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しましては、経営企画部が担当し、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」「基本方針」を中心に「大戸屋環境方針」「グリーン調達基本方針」等を定め、研修等を通じ社内への周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「健康経営企業」を推進し、経営理念である「人々の心と体の健康の促進」に加え、次のような重点課題に取り組んでおります。 [環境] 公益財団法人日本環境協会より「エコマーク飲食店」として認定を受け、食材への環境配慮やフードロス削減等に取り組んでおります。 [衛生] 東京都福祉保健局による「東京都食品衛生自主管理認証制度」の基準に準拠した衛生管理に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時・適切な会社情報の開示を、迅速、正確かつ公平に行うため、適時開示規程を制定しており、適時の情報開示を行なっています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しており、当社取締役会は、本体制について適宜見直しを行い継続的な改善を図っております。

1. 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、企業の社会的責任を果たすため「経営理念」及び「基本方針」の周知徹底を図る。

また、「コンプライアンス規程」を定め、業務執行や研修等を通じ指導教育を実施し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合する体制を整備する。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項を管理するとともに、「内部通報制度規程」を定め、コンプライアンス上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等へは毅然とした姿勢で臨み一切の関係を遮断する。不当要求等については断固として拒否し、弁護士、警察等とも連携して的確な対応を行う。

被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、当社及び当社子会社の内部監査に関する基本方針を定め、当社及び当社子会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会などの重要会議の審議過程や意思決定の記録、稟議書、重要な契約書など、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）についてそれぞれの部署が管理し、関係者へ周知徹底を図るものとする。

加えて、リスクについて把握・評価し適切な対応を行うために、「リスク管理規程」を定めリスク管理体制を整備するとともに代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの一元管理を行う。委員長は全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜取締役会に報告する。

また、大規模な事故、災害、不祥事等の不測の事態については、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が必要な人員で構成する緊急対策本部を適宜設置することとする。

4. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が共有する年度計画を定め、この浸透を図る。各取締役は目標達成に向けて各部門が実施する具体的な目標と権限分配を含めた効率的な方策を定める。

また、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として当社及び当社子会社の業務運営を管理監督し、必要な経営資源を配分し、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、セグメント別の事業毎に、それぞれ責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

当社の取締役は当社子会社の取締役を兼務し、当社子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜当社子会社の監査を行い、当社子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、当社子会社に対し、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

7. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。

8. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとし、専ら監査等委員の指揮命令に従わなければならない。

9. 取締役等及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

当社の取締役等及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査に関する事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容についてすみやかに監査等委員に報告する。

社内取締役（監査等委員）は、取締役会のほか重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制を確保する。

また、監査等委員は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書などを閲覧し、必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。

10. 子会社の取締役・監査等委員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役・監査等委員等及び使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社子会社の取締役・監査等委員等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令違反行為等当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに当社監査等委員に報告を行う。

11. 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は当社及び当社子会社の監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役・監査等委員等及び使用人に周知徹底する。

12. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

13. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行う。また内部監査担当部署とも密接な連携を保ち、監査等委員の監査の実効性を高める。加えて、代表取締役との定期的な意見交換会を設置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で対応することとし、社内への指導、外部の専門機関との連携、情報の収集等により、その徹底を図っております。

また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当要求事案等の発生時には、警察当局や弁護士等との緊密な連携のもと、法的手段により対応いたします。

V その他

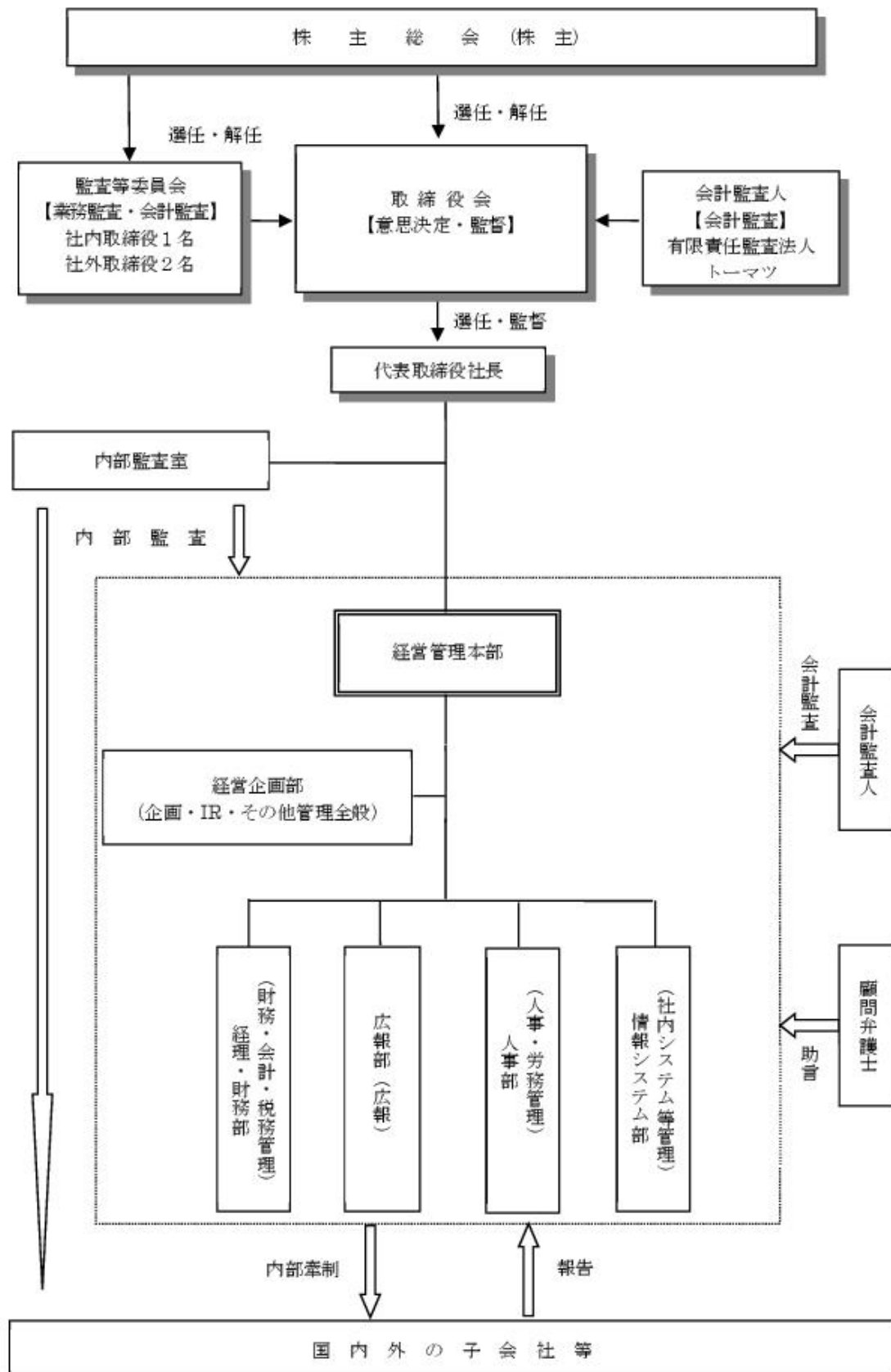
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

